

兵庫県公報

平成30年5月25日 金曜日 第3005号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務の委託（県立教育研修所）	6
公 告	
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	6
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	7
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	8

告 示

兵庫県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

加古川西部土地改良区

就任役員

役員の区分
理事

氏 名
吉 田 一 四

住 所
多可郡多可町中区鍛冶屋177番地



兵庫県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

伊丹大鹿土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	藤 原 勲	伊丹市大鹿 5 丁目61番地
同	九 鬼 正 之	同 市大鹿 2 丁目66番地
同	杉 村 保	同 市瑞穂町 1 丁目37番地の 2
同	武 田 巍	同 市大鹿 6 丁目20番地
同	坂 上 努	同 市大鹿 5 丁目26番地
同	武 田 正 明	同 市大鹿 7 丁目55番地
監 事	藤 原 稔 三	同 市大鹿 6 丁目58番地
同	石 橋 清	同 市大鹿 5 丁目10番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	藤 原 勲	伊丹市大鹿 5 丁目61番地
同	九 鬼 正 之	同 市大鹿 2 丁目66番地
同	杉 村 保	同 市瑞穂町 1 丁目37番地の 2
同	武 田 巍	同 市大鹿 6 丁目20番地
同	坂 上 努	同 市大鹿 5 丁目26番地
同	武 田 正 明	同 市大鹿 7 丁目55番地
監 事	藤 原 稔 三	同 市大鹿 6 丁目58番地
同	石 橋 清	同 市大鹿 5 丁目10番地

手中池土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	植 田 眞一郎	加古郡稲美町印南163番地の 6
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	松 田 隆 介	神戸市西区神出町紫合540番地の 1
同	植 田 恭 彦	加古郡稲美町印南155番地の 1
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の 2
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地
同	丸 尾 勇	同 郡同 町印南854番地の 7
監 事	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の 6
同	丸 尾 義 和	同 郡同 町印南273番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	植 田 文 則	加古郡稲美町印南129番地
同	植 田 恭 彦	同 郡同 町印南155番地の 1
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の 2
同	植 田 雅 彦	同 郡同 町印南162番地の 6
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の 6
同	丸 尾 秀 明	同 郡同 町印南271番地の 3
同	松 田 和 彦	同 郡同 町印南287番地
監 事	丸 尾 勇	同 郡同 町印南854番地の 7
同	植 田 眞一郎	同 郡同 町印南163番地の 6



兵庫県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年 5月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	皿池（北山）地区	平成30年 5月25日から 同 年 6月14日まで	淡路市役所



兵庫県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 豊岡市但東町後字奥山28の1、30の1、30の2、31から60まで、字水ノ手233、236、237の1、239の1、240の1から240の3まで、241の1から241の4まで、242、242の1、243、249、251から254まで、256の1、256の2、257、257の1、258、259、269から272まで
 - 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字奥山58、31から33まで・51から54まで・57・60（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字水ノ手233、236、237の1、240の1から240の3まで、241の1から241の4まで、242、242の1、243、249、252から254まで、256の1、256の2、257、257の1、258、259、269から272まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 豊岡市但東町大河内字西ケ谷11の1から11の4まで、11の6、11の7、12、12の1から12の5まで、13の1から13の3まで、14、15、16の1から16の5まで、字佛田134から136まで、137の1、137の2、138、138の1、138の2、139、140、140の1、141から145まで、145の1、146、146の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字西ケ谷11の2、11の7、16の2、16の4、16の5、11の1・11の3・11の4・15・16の1・16の3（以

上6筆について次の図に示す部分に限る。)、字佛田134から136まで、137の1、137の2、138、138の1、138の2、139、140(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第517号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成26年兵庫県告示第504号(漁船保険の付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成30年6月2日限りで消滅する。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

洲本炬口加入区



兵庫県告示第518号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成26年兵庫県告示第474号(漁船保険の付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成30年6月5日限りで消滅する。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

坊勢加入区



兵庫県告示第519号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成30年6月3日から発生する。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

洲本炬口加入区



兵庫県告示第520号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成30年6月6日から発生する。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

坊勢加入区



兵庫県告示第521号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年5月7日から同年6月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市稲葉荘四丁目、水堂町四丁目及び南武庫之荘十二丁目地内



兵庫県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年5月21日から同年6月23日まで
- 3 作業地域
西宮市浜松原町2番50号地先



兵庫県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び路線測量）
- 2 作業期間
平成29年11月1日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
西宮市山口町上山口一丁目及び山口町上山口四丁目地内



兵庫県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年5月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年5月25日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福 岡 出 合 線	美方郡香美町村岡区福岡字宮向680番1から	旧	7.0から 15.0まで	92.0	
	同 郡同 町村岡区福岡字宮向689番1まで	新	10.0から 21.0まで	92.0	



兵庫県告示第525号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務を委託した。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
月刊兵庫教育に係る頒布代金
- 2 委託した事務の範囲
月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号
一般財団法人兵庫県学校厚生会 理事長 川 原 芳 和
- 4 委託年月日
平成30年 4月 1日
- 5 収納の方法
収納受託者は、頒布代金の収納をするときは、その権限があることを示す証票又はその権限を証明する書類を収納義務者に示すものとする。

公 告

同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認 定 番 号	認定年月日 (平成年月日)	一団地の区域
第H30北播団連 0001号	30. 5. 14	小野市神明町字大坪417番1の一部、417番4の一部



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋五丁目79番1、852番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号
株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 4月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-2号（29高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年5月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
AKA-SHIみらい会議	樽谷彰人	樽谷彰人	明石市小久保120-55-A-601
あらかし伸子と尼崎市政を考える会	柳川邦雄	宮本邦子	尼崎市大庄西町1-40-6
安心して暮らせる神戸を創る会	谷口大介	時本かおり	神戸市中央区加納町2-13-27-1402
一志会	内堀瑛治	内堀瑛治	丹波市柏原町田路156
井上つなお後援会	池田義雄	森本雅子	加古川市平岡町新在家471-26
上原ひろしを支援する会	上原 広	上原千里	宝塚市紅葉カ丘11-28
上山たかひろ後援会支部連合会	上山隆弘	上山説子	揖保郡太子町鶴233-2-202
臼井光茂後援会	臼井光茂	渡邊ひとみ	丹波市春日町新才240番地
臼井八洲郎後援会	吉住則明	阿瀬井将文	丹波市氷上町絹山629番地
大塚たかひろ後援会すますまネット	大塚崇弘	田辺智佳子	神戸市須磨区平田町3-4-1
川上八郎をはげます会	川上八郎	片山和子	伊丹市昆陽南5丁目13-12
日下博勝後援会	日下博勝	吉田正志	朝来市和田山町和田山283番地
神戸の明るい未来を創る会	五島大亮	古井 裕	神戸市北区鳴子2丁目6番地の2
白石純子後援会	白石純子	白石洋介	芦屋市楠町7番8号
政経セミナー21	加茂 忍	加茂 忍	川西市中央町11-3-201
辰巳浩司後援会	辰巳浩司	南 千尋	明石市東仲ノ町1-3
谷口大介後援会	谷口大介	谷口大介	神戸市中央区加納町2丁目13-27-1402（有）IMC方
CHERRY BLOSSOM PROJECT	栄木真由美	栄木真由美	神戸市東灘区魚崎北町1丁目5-14
筒井のぶおを育てる会	筒井信雄	田中正剛	西宮市櫛塚町1-14光永ビル3階
都市青年議員ネットワーク	栄木真由美	栄木真由美	神戸市東灘区魚崎北町1丁目5-14

中西かずとも後援会	中 西 一 智	中 西 一 智	高砂市高砂町栄町371番地
水野雅広後援会	水 野 雅 広	水 野 藍	養父市葛畑121—7
三谷純後援会	上 村 真 弓	三 谷 明 美	三田市加茂1060—20
みらいの風	堀 井 健 智	中 村 亮 太	加古川市加古川町中津531—1—105
森田としかず後援会	赤 松 輝 雄	森 田 敏 男	加古川市平岡町新在家1358—4番地
山本千恵後援会エナジー	山 本 千 恵	保 田 栄 昭	伊丹市野間北2—7—23
横田いたる後援会	角 田 大 和	湯 山 加 奈 子	丹波市氷上町香良323
Liberal Democracy for NEXT GENERATION	中 田 慎 也	森 本 猛 史	伊丹市緑ヶ丘2—163—2

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成30年 5月25日

但馬海区漁業調整委員会
会長 川 越 一 男

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第71号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成30年 6月 1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成30年 5月25日から同年 6月30日まで